

「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画（素案）」についての パブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

1 募集期間 令和5年1月27日（金）～令和5年3月7日（火）

2 意見の件数 6件

3 意見提出者数 1人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数
－	茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画（素案）全般に関する意見	1件
4-3	事業手法の選定に関する意見	2件
－	パブリックコメントの実施に関する意見	3件
－	その他の意見	0件
合計		6件

※「茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画（素案）」の項目番号

茅ヶ崎市建設部建築課市営住宅担当
0467-82-1111（内線 1343・1344）
e-mail:kenchiku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■茅ヶ崎市営住宅等総合活用計画（素案）全般に関する意見（1件）

(意見1)

ライフサイクルコスト、セーフティネットとか横文字、カタカナの説明ではなく日本語の説明を望む。その他横文字も同様。

(市の意見)

市民の皆さまに伝わりやすい言葉・表現を意識して本計画の素案を策定しましたが、ライフサイクルコストや住宅セーフティネットなど、既存の日本語で過不足なく言い換えることが難しいものは注釈で解説を加えています。

■4-3 事業手法の選定に関する意見（2件）

(意見2)

案件のポイント・・・・・・を統合し、市営住宅のストックの適切なマネジメントの実施や役割、在り方を考慮した上で、団地別・・・・・・活用方針長寿命化に資する予防保全的管理改善やライフサイクルコストの縮減を検討し・・・計画的に実施とありますがP2 2. 真に住宅に困窮する世帯への対応と中期的市営住宅の需要推計では、需要に対し27戸不足が生じる・・・・・・適切な住宅セーフティネットの構築を検討する必要があると。不足のないように望む。

(市の考え方)

本計画における需要推計により、令和5年度末においては一時的に27戸の不足が生じますが、その後、令和20年度末までは充足することとなっています。なお、その後につきましては、本計画が令和14年度までの計画であるため、次期計画で推計結果を見直すこととしています。

(意見3)

案件のポイント（表紙）矛盾する感もある。だからライフサイクルコストの縮減や適切な住宅セーフティネットの構築を検討する必要があるとあります。検討ではなくもっと説明してください。

(市の考え方)

本計画においては、30年間の中長期的な予測により市営住宅の需要は減少傾向にあることから、既存の直接建設型方式の市営住宅を維持しつつも令和25年度末における不足状況を踏まえ、需要に柔軟に対応できる借上型市営住宅の活用を中心として住宅セーフティネットの構築を検討していきます。

なお、既存の直接建設型方式の市営住宅については、老朽化や居住性の低下等を未然に防ぎながら、耐用年限まで維持していく必要があることから、市営住宅の現状を的確に把握し、適切な時期に修繕等を行うとともに、耐久性の向上や躯体の経年劣化の軽減を図るための改善等及び長寿命化に資する機能向上を図ることで、耐用年限まで維持する際に要する費用の縮減に取り組んでまいります。

■パブリックコメントの実施に関する意見（3件）

(意見4)

①(1) コロナ禍が過ぎようとしています。当パブリックコメントの説明会を実施して欲しかったです。

(2) 当パブコメもパブコメの目的にそってすすめて欲しかったです。

(3) その内容は別添のとおり。

このことについて（パブリックコメントの実施について）

・パブリックコメントの全般についても言えると思いますが、特に1月下旬～3月上旬のパブリックコメントについて

・種々のパブリックコメントを実施することはいいことと思います。しかし

①パブリックコメント意見募集のPR（啓発）をもっと十二分にそして解りやすくそして市民が応募しやすく実施して欲しいと思います。

(9) これまでもパブコメの応募少ないと思う。パブコメの意味（目的）を失わないように実施して欲しい。

(10) パブコメに必要な制度です。改善、工夫し目的に沿うよう実施願う。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、Twitter、市役所内デジタルサイネージの活用に加え、

広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

(意見5)

それは

- (1) 市広報掲載場所(欄)が一定でなく見逃してしまうおそれがあります。
- (2) 記事(見出し含む)が自治推進課担当とあり内容を誤解したり解りづらい。
- (3) 提出期限が2月25日までもあり解りづらい。誤解してしまう。
- (4) 1月号に掲載してもよいパブコメもあったと思う。それはどうPR(啓発)したのですか。

(市の考え方)

茅ヶ崎市市民参加条例においてパブリックコメント手続は、計画等の案が具体的になった段階で実施することを規定しています。この度、案件ごとに必要な手続、スケジュールを設定した結果、2月1日号への掲載といたしました。

広報紙作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすく掲載するよう努めておりますが、紙面に限りがある中で、全ての記事を大きく掲載することが出来ません。その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に整理することで、より多くの市政情報を皆様に認知していただけるよう工夫しております。

パブリックコメントの掲載については、広報紙上において、まずは実施中の案件を知っていただくため、案件をまとめて表記し、網羅的に確認できる形としています。今後につきましても、ご意見等も踏まえつつ、それぞれの内容や媒体に応じたわかりやすい情報発信に努めてまいります。

(意見6)

(6) 市の広報掲載パブコメは12件ですがある市議通信(チラシ)には14件と記載(件名記載)。また「現在多くのパブコメ(パブリックコメント)募集」と記もあります。またある●●は14件、ある市議は16件?とも言っていた。どうなっているのですか。

(7) また市議会で市議長に「こんなに短時間にこんなに多くの案件議論できない」と発言(提言)があったとかどうなったのですか?

(8) このことは市民からも意見が出せない出しにくいことにもつながりパブコメの意味(目的)がなくなってしまうことにもつながると思う。

(11) 図書館(市)等パブコメ(素案)資料十分置いてなく不足資料もあったとか。

(12) パブコメ意見の回収漏れもあったとか・・・以下省略

(市の考え方)

この度、各個別計画ごとに必要な手続、スケジュールを設定した結果、同時期に14件のパブリックコメント手続を実施することとなり、広報紙をはじめとした様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しました。

茅ヶ崎市市民参加条例におけるパブリックコメント手続とは、計画等の案が具体的に変わった段階で実施することが規定されており、月ごとの実施案件に制限を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えています。

一方で、同時期に14件のパブリックコメント手続を実施することから、各計画の概要等を把握いただけるよう、公共施設等の提出意見の受付場所において閲覧用資料として各計画の一覧表を配架していることや、「茅ヶ崎市実施計画2025」を含めた12件については、規定よりも10日間長く実施期間を設けることで、計画内容をご確認いただく時間や意見作成の時間を確保できるよう努めております。資料については、不足した際には補充をするなど多くの市民の皆さまにご意見をいただけるよう環境を整えております。

意見用紙の回収漏れに関しましては、今後このようなことがないよう、パブリックコメント実施に係る意見用紙及び意見箱の取扱いに関する周知を行い、再発防止に努めております。